

慶弔規定

第1条

社員に慶弔等があった時は、本規定により慶弔金または見舞金を支給する

第2条

(結婚祝金)

社員およびその子女が結婚した時は、次の各号により祝金を支給する。

1 社員

勤続1年未満	2万円
3年未満	3万円
3年以上	5万円

2 社員の子女

1万円

第3条

(出産祝金)

社員に子女が誕生した時は、次の祝金を支給する。

一子につき 5000円

第4条

(社員死亡)

1 社員が業務上の事由により死亡したときは、次の各号により遺族に弔慰金を贈り、葬儀に関しては別途に考慮する。
ただし、特に功労のあった者、または死亡原因その他状況に応じて弔慰金を増額することがある。

勤続1年未満	3万円
3年未満	5万円
3年以上	10万円

2 社員が業務に起因しない事由により死亡した時は、次の各号により遺族に弔慰金を贈る。
ただし、特に功労のあった者、または死亡原因その他状況に応じて弔慰金を増額することがある。

勤続1年未満	2万円
3年未満	3万円
3年以上	5万円

第5条

(家族死亡)

社員の家族が死亡した時は、次の各号により弔慰金を贈る。

- 1 配偶者 1万円
- 2 父母、子女 5千円
- 3 祖父母、兄弟姉妹 5千円
- 4 配偶者の父母 5千円
- 5 前各号の他事情を考慮して花輪、生花等を供することがある。

第6条

(傷病見舞金)

社員が傷病のために、欠勤または休職する場合には、次の基準により見舞金を支給する。
前項の見舞金に併せて、見舞金を支給することがある。

区分	7～9日	10～15日	16日～1ヶ月	1～2ヶ月
業務上	5000円	5000円	1万円	2万円
業務外		5000円	1万円	2万円
区分	2ヶ月以上	以後、休職期間満了日迄2ヶ月を超える毎に		
業務上	5万円	5000円		
業務外	5万円	5000円		

(注) 医師の診断による要休暇日数により支給額を決定する。前各項による見舞金受給後、勤務に服して1ヶ月以内に同一傷病にて休業する場合には、従前の休業期間と再休業期間とを合算した区分による支給額から、すでに支給した金額を控除した金額を支給する。

第7条

(災害見舞金)

社員が火災、水害、その他の災厄により住居家財において、被害を蒙った場合には、次の各号により見舞金を支給する。

- 1 重度A 5万円
- 2 重度B 3万円
- 3 重度C 2万円

ただし、災害見舞金における重度ABCの判定は、罹災の程度、世帯主か否か、扶養家族数、自己所有か借家か、生活に与える支障等を考慮した上で、社長が判定する。